

感染症法に基づく「医療措置協定」について

背景 課題

新型コロナウイルス感染症の対応において、入院病床や発熱外来の確保、医療機関の役割分担、医療人材の広域派遣等に関して多くの課題が生じた。

感染症法改正による対応

- 令和4年の感染症法改正により、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定（病床の確保、発熱外来の実施等）を締結する仕組み等が法定化。

医療措置協定



- 都道府県と医療機関が双方の合意により締結
 - 新興感染症発生・まん延時に、医療機関が講ずべき措置（病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供）等を規定
 - 病床確保を行う医療機関は第一種協定指定医療機関、発熱外来・自宅療養者等への医療提供を行う医療機関は、第二種協定指定医療機関に指定される。
- 新型コロナ対応の教訓を踏まえ、まずは新型コロナ対応時の最大規模の体制を目指すこととし、協定締結等を通じ、平時から地域における役割分担を踏まえた感染症医療及び通常医療の提供体制の確保を図る。

「医療措置協定」の内容

2

協定項目	対象機関				指定区分
	病院/有床診療所	無床診療所	薬局	訪問看護事業所	
①病床確保	○	○			第一種協定指定医療機関
②発熱外来	○	○			第二種協定指定医療機関
③自宅療養者等への医療の提供	○	○	○	○	第二種協定指定医療機関
④後方支援	○				
⑤医療人材派遣	○				
⑥個人防護具の備蓄	○	○	○	○	

「医療措置協定」の内容

3

条項	項目	内容
第1条	目的	協定の目的
第2条	医療措置実施の要請	新型インフルエンザ等感染症等発生等に係る公表後、県から医療機関へ医療措置実施を要請
第3条	医療措置の内容	医療機関における、流行初期（発生公表から3ヶ月）及び流行初期以降（同6ヶ月以内）の医療措置の内容 ①病床の確保②発熱外来の実施③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察④後方支援 ⑤医療人材派遣※無床診療所は②、③のみ
第4条	個人防護具の備蓄（任意事項）	医療提供体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるための医療機関における個人防護具の備蓄
第5条	措置に要する費用負担	①第3条に基づく措置（医療措置）に要する費用については、県が予算の範囲内で補助（詳細は、新型インフルエンザ等感染症等の発生時に決定） ②第4条に基づく措置（個人防護具の備蓄）に要する費用については、医療機関が負担（国において費用に関する補助等が創設された場合、県は補助等を検討）
第6条	新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供	県が国から新型インフルエンザ等感染症等への対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合における医療機関への速やかな情報提供
第7条	協定の有効期間及び変更等	①有効期間は、契約締結日から3年間（診療所は1年間）とし、特段の申出がない限り自動更新 ②医療措置の内容等を変更又は協定を解除する場合における県又は医療機関の申出による協議の実施
第8条	協定の措置を講じていないと認められる場合の措置	医療機関が正当な理由なく医療措置を講じていない場合における県による感染症法に基づく措置（勧告→指導→公表）の実施（発生した新型インフルエンザ等感染症等の性状が当初の想定を大きく異なる場合を除く）
第9条	協定の実施状況等の報告	協定に基づく措置の実施状況及び医療機関の運営状況等に係る県への報告（G-MISで報告）
第10条	平時における準備（努力義務）	医療機関は第3条の措置（医療措置）を講ずるため、年1回以上、研修の実施、訓練等を行うよう努める
第11条	疑義等の解決	協定に関し疑義が生じた場合の協議

新興感染症等発生時の流れについて

4



- ①厚生労働省が新型インフルエンザ等感染症等の発生について公表
- ②県から協定締結医療機関等へ医療措置の実施を要請
- ③医療機関等は、あらかじめ締結している協定内容に基づき、医療措置を実施
- ④厚生労働省から新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表
- ⑤医療機関等は、医療措置を中止

① 協定締結に向け、事前調査票を提出

- 医療機関から県へ提出された事前調査票を踏まえ、協定書案等を作成

② 協定締結に係る医療機関との協議

- 事前調査表及び協定書案等に基づき、県と医療機関で協議を実施

③ 協定締結

- 協議が整い次第、順次協定締結
- 協定は電子メール等の方法により締結

④ 協定の公表・医療機関の指定

- 協定締結医療機関について県ホームページ等で公表
- 第1種または第2種協定指定医療機関の指定

協定締結のメリット

6

①協定締結医療機関に対する施設・設備整備事業費補助金

※R8分募集終了

補助対象	補助内容	補助率	補助上限額
・病床確保を内容とする協定締結医療機関（病院、有床診療所）	1 施設整備に対する補助 ・個人防護具保管庫等の整備、病床の整備、病棟の整備に対する補助 2 設備整備に対する補助 ・簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド	○病棟の整備 国：1/3 県：1/3 事業者：1/3 ○その他 国：1/2 県：1/2	1 施設整備に対する補助 ○病室の整備 1室あたり29,420,000円 ○病棟の整備 1㎡あたり484,000円 ○個人防護具保管庫の整備等 1㎡あたり484,000円 2 設備整備に対する補助 ○簡易陰圧装置 1病床当たり4,320,000円 ○検査機器 1台当たり9,350,000円 ○簡易ベッド 1台当たり51,400円 ○HEPAフィルター付き空気清浄機 1か所あたり905,000円
・発熱外来対応を内容とする協定締結医療機関（病院、診療所）	1 施設整備に対する補助 ・個人防護具保管庫等の整備に対する補助 2 設備整備に対する補助 ・検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）		
・自宅療養者への医療の提供を内容とする協定締結医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）	1 施設整備に対する補助 ・個人防護具保管庫の整備に対する補助		

②診療報酬上の特例（令和6年6月～改正）

以下の加算について、第一種または第二種協定指定医療機関であること、が施設基準とされている。
（算定に当たっては、他の施設基準も満たす必要がある）

	感染対策向上加算 1	感染対策向上加算 2	感染対策向上加算 3	外来感染対策 向上加算	連携強化加算
点数	710点	175点	75点	6点※1	5点
算定要件	入院初日	入院初日	入院初日＋入院期間が 90日を超えるごとに 1回	患者1人の外来診療につき月1回	処方箋受付1回 ごと
施設 基準 (一部)	第一種協定指定医療 機関	第一種協定指定医療 機関	第一種協定指定医療機関 第二種協定指定医療機関 （発熱外来に限る）	第二種協定指定医 療機関 （発熱外来に限る）	第二種協定指定 医療機関

※1：適切な感染防止対策を講じた上で発熱患者等の初診を行った場合、月1回に限り20点加算される（発熱患者等対応加算）

① すべての医療機関が協定を締結しなければならないのか？

- 県と医療機関で合意が成立した場合に協定を締結するものであり、すべての医療機関で締結するものではありません。

② 協定ではどのような感染症への対応を想定しているのか？

- 新型コロナウイルス感染症と同程度の感染症を想定しています。

③ 協定を締結した場合、その内容は必ず守らなければならないか？

- ウイルスの性状が想定と大きく異なる場合や院内感染等により人員が不足する場合など正当な理由がある場合を除き、協定内容を実施することが求められます。
(正当な理由なく実施しない場合は、感染症法に基づく措置（勧告、公表）が行われる場合があります。)

④ 協定締結のメリットはあるか？

- 感染症対応に必要な施設・設備整備に係る補助等を受けられるほか、診療報酬の加算の対象となります。

協定締結を希望される際には、事前調査票を提出してください。
なお、提出の際には、回答内容に漏れがないかご確認いただき、下記宛先までメールでの送付をお願いします。

ご不明点等ございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

連絡先 感染症・疾病対策課 連携推進係
電 話 027-226-2900
メール shinflu@pref.gunma.lg.jp

事前調査票等は以下県HPよりダウンロードできます。
<https://www.pref.gunma.jp/page/638156.html>

